

## 令和6年度 予期せぬ妊娠SOS相談事業 委託契約仕様書

### 1 委託事業の名称

予期せぬ妊娠 SOS 相談事業

### 2 委託事業の目的

予期しない妊娠や子どもを産むことを悩んでいるなど、家族にも相談できず一人で悩みを抱えている妊婦の相談に応じ、妊娠・出産に関する正しい情報の提供や適切な支援機関につなぐなど、妊娠に関する不安を解消し、相談者の主体的な選択を支援することを目的とする。

### 3 対象者

兵庫県内に居住しており予期しない妊娠等により、妊娠したことに戸惑っている妊婦またはその関係者等とする。

ただし、住所地が明らかでない者からの相談にも対応する。

### 4 委託事業の内容

#### (1) 不安や悩みを抱える若年妊婦等支援相談の実施

365日24時間行う相談窓口を開設し、助産師等が以下の方法により予期しない妊娠等に悩む県民からの相談に応じる。

ア 電話相談

イ 面接相談（原則、予約により 10時～16時）

ウ SNS等を活用した相談

#### (2) 不安や悩みを抱える若年妊婦等の産科受診等への支援

医療機関で妊娠の確認ができていない妊婦等で、かつ産科受診が1人では困難と認められる場合に、行政機関等関係機関へ情報提供を行った上で、産科医療機関への初回受診の同行支援を行う。

#### (3) 関係機関・団体との連携

予期しない妊娠等に悩む県民への相談に応じ、行政機関等関係機関による支援につなぐ際に十分な連携を図れるよう、連携会議、事例検討等を開催する。

##### ① 関係機関との連携

ア 不安や悩みを抱える若年妊婦等支援事業の周知

イ 妊娠、出産、育児等に関する情報の収集及び提供

ウ 相談者に対する支援のために必要な連携及び調整

事業の実施に当り、兵庫県医師会、兵庫県産科婦人科学会、神戸市産婦人科医会、健康福祉事務所、政令市・中核市保健所、市町等関係機関、団体と十分連携を図るよう努める

##### ② 神戸市との連携

この事業と同様の事業を行う神戸市と相互に連携・協力し、三者が一体となって目的を達

成するよう努める。

(4) 研修等の実施

相談担当者に対し、必要に応じて研修を実施するとともに、相談対応マニュアルを整備し、カウンセリング体制の充実強化に努める。

(5) 広報・啓発

関係機関と連携し、各種広報誌への掲載やリーフレット等の作成、配布を行う。また、医療機関等を通じて事業の周知徹底を図る。

5 個人情報の保護

事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いを適切に行う

- (1) 相談にあたり、相談者のプライバシーが十分保護されるよう配慮する
- (2) 相談にあたり、インフォームド・コンセントに十分留意する
- (3) 相談者の個人情報の保護に十分留意する
- (4) 相談記録票等の帳票は、施錠可能な所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等止に十分留意する
- (5) インターネット及び電子メール等の利用にあたり、個人情報の流出を防止するために必要な対策を講ずるものとする
- (6) SNS を通じて収集した情報の管理にあたっては、別途外部サーバーを準備するものとする

6 記録及び報告

以下の様式により、県担当課あてに報告する。また、相談対応記録及び、相談実績の月報・年報の様式は別途定めるものとし、兵庫県が定める期限までに県担当課あてに報告する。

| 様式の内容   | 県への報告期限等      |
|---------|---------------|
| 事業計画書   | 委託契約の締結後、速やかに |
| 事業実施報告書 | 翌年度4月10日まで    |

7 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。

8 その他

本業務の実施に関して本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、本県担当者と協議し、その指示に従うものとする。

なお、令和6年度予算の可決を前提とし、予算確保ができない場合は廃止とする。